

3 避難施設対策・備蓄等を充実させます

<水・食糧等の備蓄計画>

東京都の被害想定において避難者等の人数が増大したことを受け、従来、約3万人3日分を用意していた市の備蓄飲料水及び食糧を、約9万3000人3日分へと備蓄目標量を拡大しました。2013年度から順次、備蓄物資の増強を図ります。また、併せて備蓄倉庫等の設備も各避難施設に拡充していきます。



なお、市民の皆さんには、流通が滞ることとも想定し、3日程度の備蓄をしていただくことを計画に追加しました。

<避難施設(避難所)における女性・乳児・高齢者等への配慮>

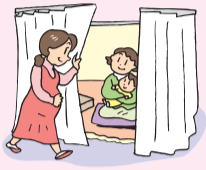
女性・乳児・高齢者等(以下「女性等」)のさまざまな避難者を想定し、避難施設(避難所)での生活で配慮すべき事項や、必要な物資の調達等について計画に追加しました。



《女性等への配慮の例》

【女性等に必要スペースの設定】

- ・妊産婦や病人等が休むためのスペースを生活スペースと別の場所に設置(マットレスや畳部屋等)
・オムツ替えスペースを生活スペースと別に設置(子育て世帯や高齢者のプライバシー・衛生面への配慮)
・男女の仮設トイレを離して設置。夜間における照明の確保。



【女性等へ配慮した物資の調達】

- ・女性用下着・生理用品等
・妊産婦用のマット及び組み立て式ベッド

【その他】

- ・避難施設運営への女性参加による女性等のニーズの反映(女性リーダーの育成)
・巡回保健相談や女性警察官の巡回等による、女性が相談しやすい環境づくり

4 帰宅困難者対策に取り組みます

震災時には、鉄道等の運行停止により、多くの通勤者や外出者が帰宅困難者となるとともに、駅周辺や道路が大変混雑すると予想されます。そのような状況の中、多くの人が帰宅を開始すれば、帰宅途中に火災や建物倒壊等の危険にさらされるだけでなく、道路が塞がることで、救助・救援活動等に支障が生じる可能性があります。



こうしたことから、東京都は2013年4月に「東京都帰宅困難者対策条例」を施行します。町田市でも、震災発生直後に人々が一斉に帰宅することで生じる混乱を防止するため、帰宅困難者対策を推進します。

<市民の取り組み>

- 災害時は、むやみに移動を開始せず、安全を確認したうえで、職場や外出先等の施設に待機する。
○いざという時、安否が確認できるように、あらかじめ家族と話し合って連絡手段を複数確保する。
○安全確保後の徒歩帰宅に備えて、歩きやすい靴などを職場等に準備しておく。

<事業所の取り組み>

- 安全を確認したうえで、従業員をむやみに帰宅させず事業所に留まらせるよう努める。また、待機に必要な水や食糧の備蓄に努める(3日分備蓄の努力義務)。
○鉄道事業者や集客施設の管理者等は、駅や集客施設での待機や安全な場所への誘導等、利用者の保護に努める。
○災害時、学校等の管理者は、児童、生徒等を施設内に待機させるなど、安全確保を図る。

<市の取り組み>

- 市民、事業所の取り組みについて、周知・啓発に努めます。
○発災後、交通機関の運行停止などにより、やむを得ず駅周辺に滞留する帰宅困難者の混乱を避けるため、必要に応じて一時滞在施設を開放します(町田駅周辺の施設については、施設の開放順序を設定)。

一時滞在施設一覧表

Table with 2 columns: Station Name and Facility Name. Includes stations like Machida, Aihara, and Tama-kei.

○帰宅困難者への帰宅支援として、水やトイレの提供などを行います。

《園児・児童等の帰宅に関する対策》

- 保育園・学校等では、保護者の引き取りがあるまで園児・児童等を保護するよう定めました。
○「子どもを迎えに行けない」「学校と連絡が取れない」といった状況が想定されることから、保護者の方は、事前に保育園・学校等に相談し、お子さんの引き取り方法などについて確認しておきましょう。



5 災害に強い人と地域づくりを推進します

東日本大震災では、広域で甚大な被害が発生したことにより、行政機関による迅速な応急対応が困難な状況が見られました。首都直下地震が切迫する中、改めて「自らの身は自らが守る」の基本理念のもと、市民、事業所等の地域の各構成員が防災に対する自らの役割を自覚した「自助」、「共助」への取り組みを推進していきます。



特に、さまざまな防災教育活動の実施・活動支援を通じて、災害に強い人と地域づくりを推進していきます。

6 災害時の情報伝達手段を充実させていきます

- 防災行政無線の間こえづらい地域への対策として、スピーカーの調整や新規増設を進めます。
○新たな災害情報伝達手段として、TwitterやFacebookなどのソーシャルメディアの活用について検討を行います。
※現在、市が提供している情報伝達(広報)手段は下欄のとおりです。

7 原子力災害への対応を定めました

東日本大震災において発生した福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が広範な地域に拡散し、遠く離れた町田市でも飛来が確認されたこと等への教訓から、原子力災害への対応を想定し、対策(情報収集・広報活動、放射線量等の測定、放射性物質の除去作業等)を定めました。

8 被災地支援対策について定めました

東日本大震災以降、町田市として被災地への支援活動を行ってきたことを受け、新たに被災地支援対策を計画中に定めました。これにより、スムーズな支援体制の確立が可能となります。



市が現在提供している災害情報伝達(広報)手段

▶ 防災行政無線放送

市民の皆さんへお伝えすべき重要な情報及びJ-ALERT(注)による国からの情報等を放送します。

(注)市では、2012年12月10日に、J-ALERT(全国瞬時警報システム)を導入しました。これにより、弾道ミサイル情報等、対処に時間的余裕のない事態に関する国からの情報が、防災行政無線で自動放送されます。

▶ 防災情報メール配信サービス

防災行政無線で放送した情報や、町田市の気象警報に関する情報等をメールで配信します。

登録はこちらから



配信を希望する方は、町田市ホームページまたは左記のQRコードを携帯電話で読み取り、登録を行って下さい。

▶ 防災行政無線フリーダイヤル

防災行政無線で放送した内容を、電話で確認できるサービスです。通話料はかかりません。

電話番号 0800-800-5181

▶ 町田市ホームページ

市民の皆さんへお伝えすべき重要な情報について、町田市ホームページに掲載します。

URL
PC用 http://www.city.machida.tokyo.jp/

スマートフォン用 http://www.city.machida.tokyo.jp/smph/index.html

従来型携帯電話用 http://www.city.machida.tokyo.jp/mobile/index.html

▶ 報道機関への放送依頼

市民の皆さんへお伝えすべき重要な情報について、報道機関へ放送を依頼します。

市が協定を締結している報道機関

- 《FM放送》
・FMヨコハマ(84.7MHz)
・エフエムさがみ(83.9MHz)

- 《ケーブルテレビ》
・イツ・コミュニケーションズ
・ジェイコムせたまち
・多摩テレビ

▶ その他

- 広報紙 広報車 代表電話

など